

2026年度（令和8年度）

# 琴似中学校 いじめ防止基本方針

札幌市立琴似中学校

いじめ防止委員会

## 1 いじめ防止へ向けて、学校基本方針の策定にあたって

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「人権侵害行為」であることを改めて共通認識しなければならない。さらに、いじめは全ての生徒に関係する問題であり、「どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要がある。

このような基本認識のもと、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないことを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の連携のもとでいじめの問題を克服すること、全教職員が計画的・組織的・継続的に「いじめのない学校づくり」を目指して行わなければならない。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ◎ 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視される。
- ・わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

### (2) いじめの動機

いじめの動機には、以下のようなものが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおり支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

### (3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲に生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、いじめの抑止作用になったり、促進作用になったりする。

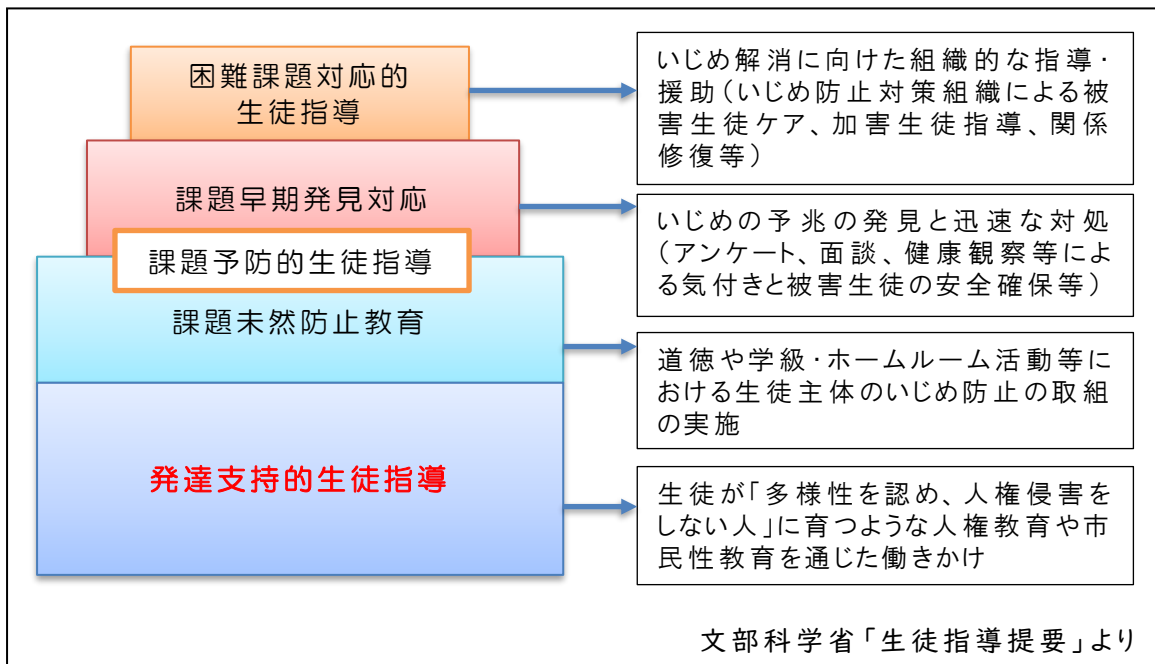
## 3 いじめに対する基本的な考え方と姿勢（年度当初の教職員生徒指導研修会で確認）

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止・適切な対応・再発防止は、教職員の重要かつ共通課題」との認識

## 4 基本方針に盛り込む重点的な実効性のある取組

すべての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の形成と安心して学習することができる環境を整備していくために、文部科学省「生徒指導提要」にある、いじめにおける重層的支援構造の「発達支持的生徒指導」に着目し、取組を進めていく。

| 措置項目     | 重点的な取組  | 取組の概要  |
|----------|---|--|
| いじめの防止   | 安心・安全な居場所づくり<br>発達支持的生徒指導   | ・授業規律の定着<br>他者との対話において、傾聴を大切にする。<br>・生活規律の定着<br>誰に対しても自分から進んであいさつする。                                 |
|          | 人権尊重の精神の育み<br>課題未然防止教育  | ・道徳や学級活動において、集団のなかのいじめや人権尊重について議論する。   |
|          | 学級活動・生徒会活動<br>課題未然防止教育  | ・生徒によるいじめ防止の主体的、自治的な取組（琴中スマイル宣言等）の企画実行を支援する。   |
| いじめの早期発見 | いじめを受けた場合やいじめを把握した場合に、援助希求及び相談しやすい学校を目指す<br>発達支持的生徒指導<br>課題早期発見対応 | ・生徒、保護者、地域住民に本校いじめ防止対策委員会のいじめ防止等の活動について周知する。<br>・学校がいじめを把握した際に行う、いじめ問題への対処、措置について、年度の初めに生徒、保護者に説明する。 |
| いじめへの対処  | すべての教職員で「いじめ対策委員会」に対する生徒、保護者、地域からの信頼をえること                         | ・全教職員で本校のいじめ防止基本方針に従い、いじめの防止の対応に協働性を発揮して行う。<br>・個別のいじめ事案に対する対処方針を共有し、全職員で「温度差」のない対応ができるようにする。        |



## 5 いじめ防止等の対策のための組織設置

### (1) 学校いじめ対策委員会の設置と構成

- ・いじめの問題に実効的に対応するために、常設の組織「琴似中学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ・当組織の責任者は学校長とし、いじめの防止に係るすべての取組は、校長の監督の下で行う。
- ・構成員については、校長、教頭、主幹教諭、生徒部代表、各学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係教職員を必須とし、必要に応じて弁護士、警察官経験者等の専門家や地域の関係者等で組織する。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、いじめ対策委員会で速やかに対応する必要があることか

- ら、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
  - ・校長が不在の場合は、教頭、教頭も不在時は主幹教諭の指示で会議を開催し、後に決定内容を責任者である校長に報告し決済を得る。
  - ・校長はいじめの防止対策に係る基本方針を示し、取組内容を決定する。
  - ・教頭は校長の方針に基づき、生徒部代表及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。
  - ・生徒部代表は、いじめ防止委員会の代表として実務的な連絡・調整、及び会の進行を行う。
  - ・学びの支援委員（生徒部副代表）は、会の記録を担当する。会議録を作成し、校長の決済を得た後、校務サーバーの所定フォルダに確実に保管し、全教職員で確認・共有できるようにする。
  - ・スクールカウンセラーは委員会に参加し、いじめの対応についてアドバイスを行う。
- (2) いじめ対策委員会の会議
- ・本委員会は、定例の会議を月に1回開催する。
  - ・毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び、認知した個別の対応状況を確認する。
  - ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、本委員会を開催する。
  - ・会議録は校長の決済を得る。また、個別の対応状況については会議録とは別に記録する。
- (3) いじめ対策委員会の役割
- ① いじめの未然防止
  - ② いじめの早期発見・いじめへの対処
  - ③ 「琴似中学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組
  - ④ 委員会組織の存在及び活動内容に関する周知

## 6 いじめの未然防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体をとおして、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒が安心して生活できる“居場所づくり”、お互いを認め合う中から生まれる“絆づくり”を進め、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

### (1) 学習指導の充実

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動（朝、帰りの会の中身の充実、目的・目標をふまえた学級活動の充実、生活ノートの活用、係当番活動における協力性の育成）
- ・学級や学年、部活動の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくり
- ・生徒会『スマイル琴中宣言』【2004年5月18日生徒総会にて採択】  
「わたしたちは、ひとりひとりの笑顔が絶えない、明るく元気な、みんなが学校を好きになれる琴中を目指し、全校生徒で力をあわせます。以下略」の精神を活かした活動
- ・生徒部発行 生活だより『柏葉』よる「いじめ」のない学校づくりについて、生徒の意識の啓発・啓蒙（各学期発行）
- ・道徳教育をはじめとする心の教育を、教育活動全体を通じて取り組む。

### (3) 教育相談の充実

- ・1学期（5,6月学級担任による教育相談）
- ・2学期（11月学級担任による教育相談と、希望者には副担任・教科担任・養護教諭による相談活動の実施）
- ・全ての学期を通じて全ての教職員と教育相談ができる体制の確立・周知
- ・必要に応じスクールカウンセラーとの相談ができる体制（SCだよりで紹介）

### (4) 生命の尊重・人権教育の充実

- ・全ての教育活動の中で生命の尊重と人権意識の高揚を図る教育の充実

### (5) 情報モラル教育の充実

- ・技術科（情報）における情報モラル教育の充実
- ・生徒部（情報モラル安全教室＝警察との連携・専門家による講演）による情報モラル教育の充実

### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

- ・開かれた学校づくりの推進（学校だより・ホームページ）
- ・中学校区青少年健全育成推進会等において取組の説明と協力の依頼

## 7 いじめ防止の指導体制・組織的対応

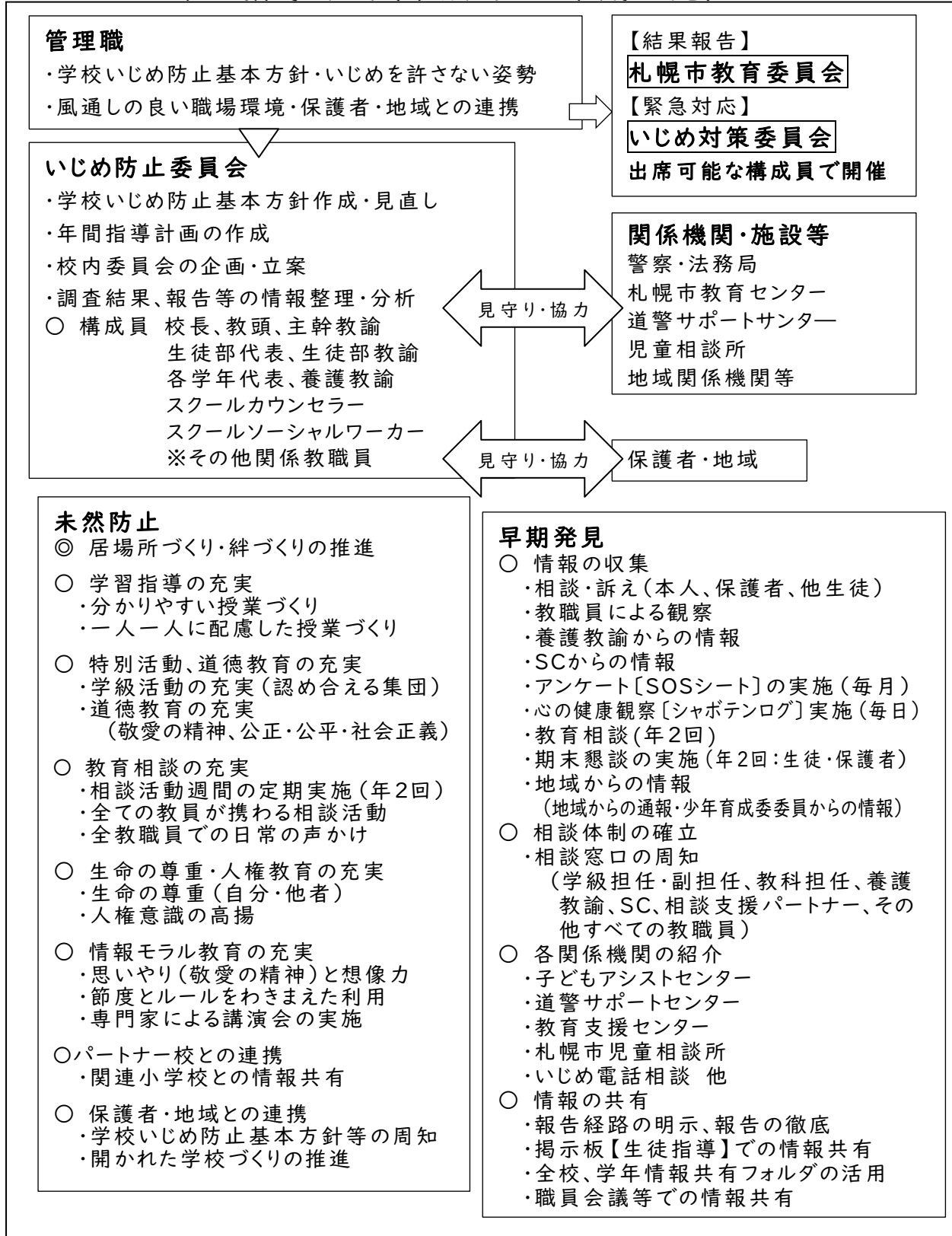
### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の図の通りとする。

### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な対応・取組を5～9ページの通りとする。

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## 8 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかの「いじめのサイン」を見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

### (1) いじめの発見

- ・教職員がいじめ行為を直接発見した場合には、その行為をすぐにやめさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- ・教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、確認を行う。
- ・いじめを認知した場合には、いじめ対策委員会を開催し、事実関係の確認と指導方針の決定にもとづき指導体制を確立する。

### (2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

- ・日常の生徒観察、言動の変化に教職員が気づき、共有する。
- ・アンケート等の結果から聞き取る

### (3) 教室・家庭でのサイン

- ・保護者、家庭からの情報を共有する。

### (4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の周知（学級担任・副担任、教科担任、教育相談係、養護教諭他）
- ・教育相談の定期的実施（1学期、2学期）

### (5) 定期的調査の実施（アンケート）

- ・1学期教育相談シート記入時（4月）
- ・2学期教育委員会「悩みやいじめに関するアンケート」実施時（10月末～11月）  
（学級担任・副担任 複数の視点でアンケート等の確認を行う）
- ・クロームブックを活用した悩みやいじめに関する **アンケート調査の実施（毎学期）**
- ・クロームブックを活用した心と体の健康観察「シャボテンログ」の実施（毎日）

### (6) 情報の共有

発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず学校における「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。

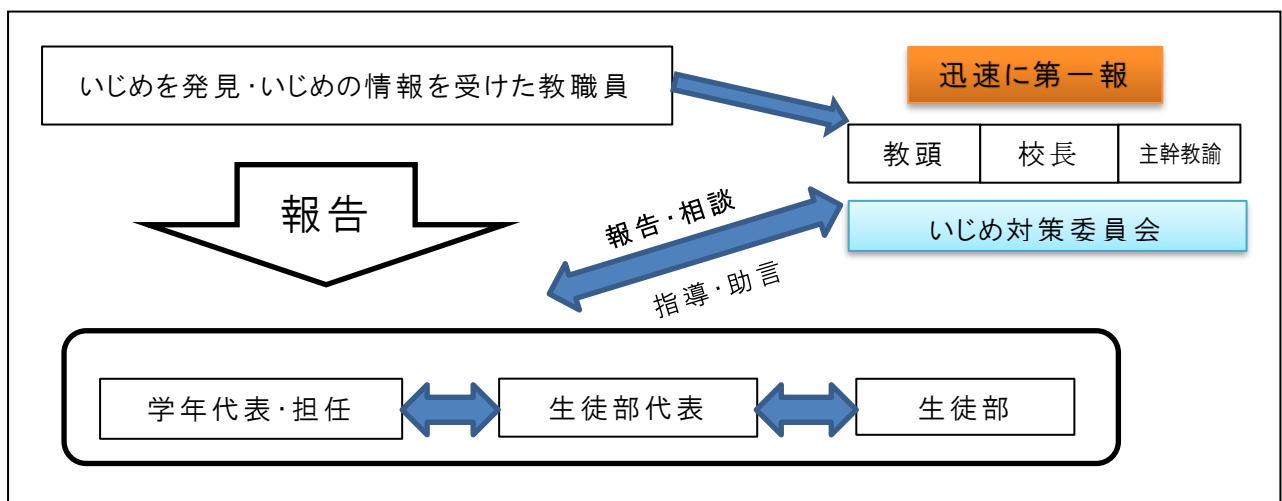
- ・報告・連絡・相談・確認、経路の明示・徹底
- ・職員会議での情報共有
- ・要配慮・要留意生徒の実態把握
- ・入学時・進級時（学級編制）に情報の引き継ぎ

## 9 いじめへの対処（マニュアル）

### (1) 事実関係の確実な把握といじめの認知

#### ① いじめ事案の学校としての認知及び教職員共有の流れ

いじめを発見、いじめの情報、相談を受けた教職員は、速やかに3名以上の教職員に報告、相談をする。管理職には必ず迅速に第一報（事実の概要）を入れる。



## ②客観的な事実の把握

- ・アセスメントシートを活用し、客観的ないじめの認知判断と組織的な対応ができるようにする。
- ・事実聞き取りの際は、複数の教職員で行うことを原則とし、役割を分担するなどして事実及び事案の刑かを把握する。

## (2)生徒への対応

### ①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、できるかぎり速やかに、継続的・組織的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・事実関係の確実な把握を行う。

※1 複数の生徒が関わっている場合は、一人一人個別に同時刻に聞き取りをすることを原則とする。

※2 事実確認については、当事者である生徒だけでなく周辺にいた生徒にも行う。5WIHを基本とし、加害の具体的な行為や言葉、回数部位など、できるだけ具体的に把握する。)集約し、記録化する。(アセスメントシートの活用)

- ・心のケアを図る(状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る)
- ・今回のいじめに対する学校としての指導方針・再発防止策について説明し、理解を得る。
- ・活動の場を設定し、認め、励ます。(自尊感情を高める)
- ・温かい人間関係をつくる。(心の絆、居場所づくり)
- ・生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、医療機関等の専門機関と連携して対応する。

### ②いじめている生徒への対応

「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で、他人の心の痛みを理解できるよう指導を根気強く行う。(人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為)

- ・いじめの事実を確認する。(①の※1、※2に基づいて確実・丁寧に行う)
- ・自分の行為がいじめであることを認識させる。(自らの行為の責任を自覚させる)
- ・いじめられている生徒の苦痛について気づかせる。(反省)
- ・いじめた生徒自身が抱えている問題に目を向け、理解に努め、成長支援を行う。
- ・いじめの背景や要因の理解、いじめた生徒が内面に抱える不安や不満を理解し、受け止めた上で指導する。
- ・今後の生き方について考えさせる。
- ・人間関係の修復に努める。(謝罪)
- ・再発防止につながるよう認め合える人間関係の構築に努める。
- ・必要がある場合には、懲戒を加える。(出席停止=教育委員会との連携)
- ・出席停止措置について検討する必要がある場合は、教育委員会と十分な協議を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合は、速やかに教育委員会と連携し、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

## (3)関係集団への対応

- ・当該関係生徒だけでなく、面白がって見ていたり(観衆)、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団(傍観者)に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
- ・いじめられた生徒・保護者の了承を得たうえで、再発防止のねらいを含めた学級指導、学年指導、全校集会をプライバシーに留意して行う。
- ・自分たちの問題として捉えさせる。(観衆・傍観者は結果的にいじめに加担し、深刻化させることを改めて理解させ、問題点を捉え、『柏葉』に込められた正義と敬愛の精神が通る集団を育成)
- ・望ましい人間関係づくりに努める。(『スマイル琴中宣言』の精神の継承・発展、年度当初の学級討議・学級の重点決定、標語募集・応募活動)

- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- (各学年旅行的行事への取組・琴PR・合唱発表会・送別旬間への取組、各学年生活向上へ向けての点検活動の実施等)

#### (4) 保護者への対応

- ①いじめられている生徒の保護者に対して
  - ・いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後事実関係の確実な把握に基づいて、複数の教員で丁寧に説明する。学校としての指導方針と対応・再発防止策を説明し、理解を得る。
  - ・本人・保護者の精神的苦痛に対して共感的理解を示す。
  - ・学校の説明に対する保護者の意見・要望に率直に耳を傾ける。  
(意見・要望については、学校に持ち帰り委員会で検討する)
  - ・生徒の家庭での見守り、親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める。
- ②いじている生徒の保護者に対して
  - ・いじめの事実が確認できたら事実関係の確実な把握に基づいて、できるだけ速やかに面談し、丁寧に説明する。
  - ・本人の行った行為(いじめ)の意味するところを理解してもらえよう協力を求める。
  - ・相手の生徒や保護者の心情を理解してもらえよう協力を求める。(反省・謝罪)
  - ・学校の指導方針・対応・再発防止策について説明し、理解してもらえよう協力を求める。
  - ・本人の反省、生活改善のために保護者の協力が必要であることを伝え、継続的な助言を行う。(子どもの抱える問題やいじめに至った要因など、いじめの背景を保護者と共有し、再発防止に努める)

#### (5) 関係機関との連携

いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報交換だけでなく、関係機関とのより一層の連携を図ることが重要である。

- ①札幌市教育委員会との連携(含む市の教育相談室)
  - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応
  - ・関係機関との調整
- ②福祉関係との連携(札幌市児童福祉総合センター児童相談所、札幌市子どもの権利推進課西区地域振興課、少年育成指導員、西区役所家庭児童相談員等)
  - ・家庭の養育に関する指導、助言
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ③医療機関との連携(札幌市精神保健センター等)
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神状況について治療、指導、助言
- ④警察・法務局との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
  - ・人権侵害について、適切かつ速やかに対応

## 10 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の生徒になりすまし、社会的信用を失墜させる行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報(含む写真・映像)を掲載するなどの行為によって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### (2) ネットいじめの予防

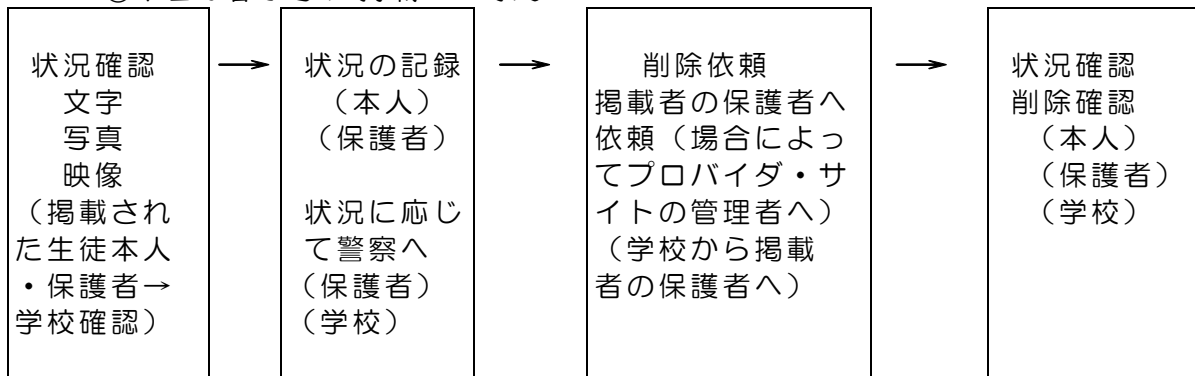
- ①ネットいじめについての定義と防止へ向けての意識づけ
  - ・年度当初 生徒部からの講話・『生活だより』を用いて指導
- ②「ケータイ・スマホ安全教室」警察による防犯教室(講話)
  - ・「肖像権の侵害」「名誉棄損罪」「脅迫罪」等、刑法に照らし合わせて指導

- ③情報モラル教育の充実
  - ・技術科(情報分野)における情報モラル教育の推進と充実
  - ・道徳科における情報モラルや法令遵守教育の推進と充実

- ④保護者への啓発
  - ・啓発リーフレットの配付
  - ・各学年PTAでの講話と協力依頼  
(フィルタリングの設定、家庭でのルールづくり、保護者による管理)
  - ・各長期休業前、「生活心得」の配付と注意喚起

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
  - ・いじめを受けた者(保護者)からの訴え
  - ・閲覧者からの情報提供
  - ・ネットパトロールによる情報提供
- ②不当な書き込み・掲載への対処



③ネットいじめへの指導(9 いじめへの対処 による)

## 11 いじめの解消・解決

・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめられた生徒の心理的または物理的な影響を与える行為(ネットを通じての行為も含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間についてはいじめ被害の重大性等を考慮し、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定することができる。
- ②いじめられた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。当該生徒本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、いじめられた生徒本人・その保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策委員会において行う。
- ・いじめの解決とは、当事者同士の謝罪によって終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめ、他の生徒との関係修復も含めて、当事者や周りの生徒全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。
- ・当事者間における謝罪の指導が済んだ後においても、再び同様のいじめが発生しないように、日常的に注意深く観察する必要がある、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めていくことが重要である。

## 12 学校いじめ防止基本方針の点検・評価について

### (1) 学校いじめ防止基本方針の定期的な検証

- ・PDCAサイクル(Plan計画→Do実行→Check評価→Act改善)を定め、客観的に検証
- ・取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめ防止等の取組を入れる  
(いじめ防止等の取組—いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事後対処マニュアルの実行、必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談等の実施、校内研修の実施等)

### (2) 各種PTA集会や地域の諸団体との集会、学校ホームページ等を活用し、保護者や地域住民に理解と協力を求める。

### 13 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条）

教育委員会又は学校は、いじめの重大事態（1）枠内に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

#### （1）重大事態とは（国の「いじめの防止等のための基本方針」より）

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  
- ②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・年間の欠席が概ね30日以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
  
- ③生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあつときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

#### （2）重大事態発生時の報告

- ・学校から札幌市教育委員会、教育委員会から市長に重大事態を報告する

#### （3）調査の実施

- ①調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図ることである。
  - ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
  - ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか。
  - ・学校・教職員がどのように対応したか。
- ②調査の方法  
調査の開始にあたっては、この調査が生徒の以後の生活等に影響を与えることを考慮し、事前に当該生徒及び保護者に説明を行う。
  - ア) いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合  
当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒、教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
  - イ) いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合  
当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### （4）調査結果の提供・報告

調査の進捗状況等及び調査結果は、学校からいじめられた生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

#### （5）取組の検証

調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策委員会において検証を行い、教育委員会に報告する。

### 14 個別の対応状況に関する記録及び引き継ぎについて

- （1）いじめに関する個別の対応状況に関する記録、及び自殺念慮や企図などの情報については、生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援に繋げることを徹底する。
- （2）「悩みやいじめに関するアンケート調査用紙およびデータ」は、定められた期間（3年間）保管することとする。